

## 監事監査報告書

令和4年5月28日

学校法人 八尾聖光学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 山口雅代 

監事 越智勇介 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人八尾聖光学園の寄附行為第16条の規程に従い、学校法人八尾聖光学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の学校法人の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたり、理事会および評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上